# 「業務規程」等の一部改正新旧対照表

#### 目 次

(~~-	-ジ)

	業務規程の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
•	上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・2	
	ETFに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表····· 3	
	有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・4	
	有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・5	
	ト場有価証券の発行者の会社情報の適時関示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対昭表・・・・・・ 6	

#### 業務規程の一部改正新旧対照表

新	IΒ
第7節 投資者への注意喚起	(新設)
(投資者への注意喚起)	
第29条 当取引所は、次の各号のいずれかに該当する場合	(新設)
であって、その周知を必要と認めるときは、投資者に対	
する注意喚起を行うことができる。_	
(1) 有価証券又はその発行者等に関し、投資者の投資判	
断に重要な影響を与えるおそれがあると認められる情	
報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確であ	
<u>るとき。</u>	
(2) その他有価証券又はその発行者等の情報に関して、	
注意を要すると認められる事情があるとき。	
<u>第30条</u> から第39条まで 削 除	<u>第29条</u> から第39条まで 削 除
付 則 この改正規定は、平成26年5月31日から施行する。	

# 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	IΒ
<u>第3節</u> <u>削除</u>	<u>第3節</u> 開示注意銘柄
第52条 削除  付 則  1 この改正規定は、平成26年5月31日から施行する。 2 この改正規定施行の日の前日において現に開示注意銘 柄に指定されている上場有価証券の発行者については、 なお従前の例による。	(開示注意銘柄の指定及び指定解除) 第52条 当取引所は、上場会社が、第2章の規定に基づく会社情報の開示を直ちに行わない状況にあると認められる場合において、当該事実が開示されていないことを周知させる必要がある場合として当取引所が定めるときには、当該上場会社が発行者である上場有価証券の全部又は一部の銘柄を開示注意銘柄に指定する。この場合には、当取引所はその旨及び指定の理由を公表するものとする。  2 当取引所は、当該上場会社により当該事実が開示された場合又は当取引所が第48条第1項に規定する報告書の提出を当該上場会社に求めることとした場合は、その指定の解除を行う。この場合には、当取引所はその旨及び解除の理由を公表するものとする。

# ETFに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	IΒ
(実効性の確保)	(実効性の確保)
第13条 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に	第13条 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に
関する規則第47条から第50条まで <u>、第53条及び</u> 第54条の	関する規則第47条から第50条まで <u>及び第52条から</u> 第54条
規定は、上場ETFに対する実効性の確保について準用	の規定は、上場ETFに対する実効性の確保について準
する。	用する。
付 則	
1 この改正規定は、平成26年5月31日から施行する。	
2 この改正規定施行の日の前日において現に開示注意銘	
柄に指定されている上場ETFについては、なお従前の	
例による。	

#### 有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則の一部改正新旧対照表

新	IΒ
(特設注意市場銘柄等に指定された銘柄等に係る信用取引 残高の公表) 第2条 当取引所は、信用取引を行うことができる銘柄 が、次の各号のいずれかに該当した場合には、原則と してその信用取引残高を日々公表するものとする。 (1) 当該銘柄に関し、業務規程第29条に規定する注意喚 起が行われた場合であって、当取引所が必要と認めた	(特設注意市場銘柄に指定された銘柄等に係る信用取引残高の公表) 第2条 当取引所は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第47条第1項に規定する特設注意市場銘柄に指定された銘柄が信用取引を行うことができる銘柄である場合には、原則としてその信用取引残高を日々公表するものとする。 (新設)
とき。 (2) 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第47条第1項に規定する特設注意市場銘柄に指定されたとき。  付 則 この改正規定は、平成26年5月31日から施行する。	(新設)

# 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

# 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	IΒ
(削る)	22 第52条 (開示注意銘柄の指定及び指定解除) 第1項関係 第52条第1項に規定する当取引所が定めるときとは、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合をいう。 (1) 第2条から第12条までの規定に基づく開示を直ちに行わない状況にあると認められる場合 (2) 第15条第2項又は第16条第1項の規定に基づく開示を直ちに行わないと認められる場合であって、かつ、次のa又はbに該当するとき a 上場会社に関し、上場株券の上場廃止の原因となるおそれがあると認められる情報又はこれに準ずると認められる情報が生じている場合 b 前aのほか、上場会社に関し、投資者の投資判断に影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じており、かつ、上場株券の約定値段又は気配値段に相当の影響が生じている場合(当該上場株券の売買停止の場合を含む。)
<u>22</u> 第54条(上場契約違約金)第2項関係 (略)	23 第54条(上場契約違約金)第2項関係 (略)
23 第56条(上場会社以外の上場有価証券の発行者に係る 適用)第2項関係 (略)	24       第56条(上場会社以外の上場有価証券の発行者に係る         適用)第2項関係         (略)
付 則 この改正規定は、平成26年5月31日から施行する。	